

# 多賀町 第2次地球温暖化対策実行計画



平成25年(2013年)3月

 多 賀 町

# 多賀町第2次地球温暖化対策実行計画

## 目 次

1.	計画策定の背景および目的	-1-
2.	これまでの取り組み	-1-
3.	計画の期間および基準年	-2-
4.	対象となる事務・事業	-2-
5.	対象となる温室効果ガス	-3-
6.	温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値の補正	-3-
7.	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況について	-4-
8.	温室効果ガスの削減目標	-4-
9.	目標達成のための取り組み	-5-
10.	計画の推進組織等	-8-
11.	計画の進捗状況のチェック	-8-





## 1. 計画策定の背景および目的

今日ある環境問題については、従来から存在する地域単位の公害問題に加えて、地球規模での環境問題である温暖化が深刻な課題となっています。

我が国においては、平成 11 年（1999 年）4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、地方公共団体の事務および事業に関し、「温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画」を策定することが義務付けられています。このような背景を受け、本町においては法に基づく実行計画（「多賀町地球温暖化対策実行計画」（以下「旧実行計画」という。））を策定し、事務および事業に伴って排出される温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

また、多賀町では、自主的・積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな自然を実感しながら暮らすことのできる快適な環境形成の実現を目指して、平成 23 年（2011 年）4 月に「多賀町環境基本条例」が施行されました。同条例第 25 条では、「地球温暖化の防止その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする」とうたわれています。

さらには、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災の影響により、現在では日本における大部分の原子力発電所が停止している状況にあります。その代替として温室効果ガスをより多く排出する火力発電による電力供給が行われているため、電力使用の抑制に関しては一層の努力が必要となってきています。

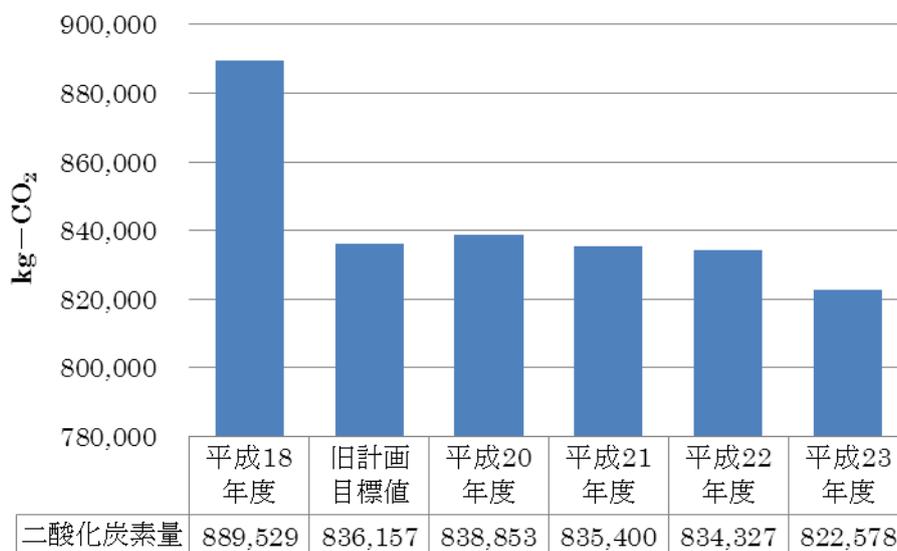
このような背景を受け、第 2 次実行計画（以下「本計画」とする。）では、本町における事務および事業の一部に関し、より一層の温室効果ガスの発生抑制をはかり、本庁舎をはじめとする公共施設全般の地球温暖化対策の推進を図ります。

## 2. これまでの取り組み

旧実行計画では、基準年度を平成 18（2006）年度、実行期間を平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度の 5 年間と定め、「6.0%の温室効果ガス（二酸化炭素）を削減する」と設定していました。基準年度における二酸化炭素排出量は 889,529 kg-CO<sub>2</sub>であったため、削減目標値は 836,157 kg-CO<sub>2</sub>としていました。

旧実行計画に基づく実施結果として、平成 23 年度時点での排出量は 822,578kg-CO<sub>2</sub>であり、7.5%の排出量削減となりました。しかしながら、第 5 次多賀町総合計画においては、平成 32 年度までに 15%の削減を目標としており、目標達成のためにより一層の活動の推進が必要となります。

◆多賀町役場における二酸化炭素排出量の推移



### 3. 計画の期間および基準年

本計画の期間は、平成25年度～29年度の5年間とします。また、基準年は平成18年度とします。

なお、本計画は、温室効果ガス排出量抑制に係る技術の進歩および排出抑制目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 4. 対象となる事務・事業

本計画の対象は、本庁舎および一部の出先機関における事務および事業とし、下表に示します。旧実行計画からの変更点として、旧実行計画においては対象施設を本庁舎・中央公民館・上下水道施設としていましたが、本計画では対象施設を下記のとおりとし、温室効果ガスを削減すべき施設を追加しています。

なお、外部への委託により実施する事業は本計画の対象外としますが、温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講じるよう要請します。

◆対象となる施設一覧表

本庁舎	川相出張所					
総合福祉保健センター						
上下水道施設						
多賀ささゆり保育園	たきのみや保育園	多賀幼稚園	大滝幼稚園	多賀小学校	大滝小学校	多賀中学校
あけぼのパーク多賀	中央公民館	B&G海洋センター	滝の宮スポーツ公園	多目的運動広場	勤労者体育センター	清涼ファミリーステーション
大滝武道館	町民グラウンド	児童館				



## 5. 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項では、温室効果ガスとして①CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）、②CH<sub>4</sub>（メタン）、③N<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）、④HFC（ハイドロフルオロカーボン）、⑤PFC（パーフルオロカーボン）および⑥SF<sub>6</sub>（六フッ化硫黄）と定められています。

しかしながら、二酸化炭素以外の物質については、町の事務および事業の中で排出につながる活動量が少なく、温暖化寄与率が低いことから、本計画においては温室効果ガスの9割を占める二酸化炭素のみを対象とします。

## 6. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値の補正

前述のとおり、基準年である平成18年度における二酸化炭素排出量は、889,529 kg-CO<sub>2</sub>でありました。しかしながら、この数値は対象施設を「本庁舎」「中央公民館」「上下水道施設」として積算した数値であるため、排出抑制すべき対象施設を増やした本計画においては適当な評価の数値とはなりません。また、平成24年度から多賀町総合福祉保健センター（ふれあいの郷）の浴場が廃止になった影響で灯油の使用量が大きく減少したため、目標値の整合性を図るうえで、浴場の灯油使用分を基準値から除外する必要性が生じました。

そのため、本計画の排出基準値として、ふれあいの郷灯油使用量を考慮して再計算した旧実行計画の排出基準値（814,828kg-CO<sub>2</sub>）と、本計画で追加した施設の平成23年度排出量実績値（485,667kg-CO<sub>2</sub>）を合算した値を、本計画の目標値と定めます。

その結果は下記のとおりとなり、本計画における排出基準値は1,300,495 kg-CO<sub>2</sub>となります。

### ◆温室効果ガス（二酸化炭素）排出基準値の補正

調査項目	H18年度CO <sub>2</sub> 排出量		+	H23年度CO <sub>2</sub> 排出量		=	補正後の 排出基準値 (H18年度)
	旧実行計画の施設の実績値 (旧実行計画基準値)			本計画で追加した 施設の実績値			
ガソリン	42,623			4,398			47,021
灯油	100,665			4,190			104,855
軽油	26,150			1,597			27,747
A重油	45,257			0			45,257
液化石油ガス燃料(LPG)	21,996			50,461			72,457
電気使用量(関西電力)	578,137			425,021			1,003,158
排出量合計	814,828			485,667			1,300,495

単位：kg-CO<sub>2</sub>

LPG：1m<sup>3</sup>当たり2.08kgで換算

## 7. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況について

平成 23 年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の内訳は以下のとおりです。温室効果ガス（二酸化炭素）排出の最も大きい発生要因は「電気使用量」であり、次いで「灯油使用量」となっています。

なお、排出係数については取組結果の推移・結果を明確にするため、基準年度の温室効果ガス排出量算定に用いた係数を、計画期間を通して使用します。

### ◆燃料種類別等の活動量と温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の内訳

対象項目	活動単位	活動量データ (H23)	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (H23)		CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (基準値)		
					構成比		構成比	
燃料使用量	ガソリン	L	17,560	2.32	40,740	3.3	47,021	3.6
	灯油	L	30,278	2.49	75,392	6.1	104,855	8.1
	軽油	L	5,290	2.62	13,861	1.1	27,747	2.1
	A重油	L	20,160	2.71	54,634	4.4	45,257	3.5
	液化石油ガス燃料 (LPG)	kg	18,520	3.00	55,561	4.5	72,457	5.6
電気使用量（関西電力）	kWh	2,953,060	0.336	992,228	80.5	1,003,158	77.1	
合計					1,232,416	100%	1,300,495	100%

排出係数：地球温暖化対策の推進に関する法令施行令第3条

## 8. 温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標

本町では、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標を次のように定めます。

平成 18 年度を基準とし、平成 29 年度までに **12.5%**の温室効果ガス（二酸化炭素）を削減する。

1,300,495 kg-CO<sub>2</sub> → 1,137,933 kg-CO<sub>2</sub>  
 【実質削減量：平成 18 年度から **162,562** kg-CO<sub>2</sub>の削減】



## 9. 目標達成のための取り組み

本計画における削減目標を達成するために、次の温室効果ガス（二酸化炭素）の削減に向けた省エネルギーや省資源の取り組みを積極的に行います。

### (1) 電気の使用に関する取り組み

- ① O A機器は、一定の時間後、省エネモードとなるよう設定し、使用しない時は電源を切る。
  - ・出張時等、長時間席を離れる時にはパソコンの電源を切る。特に退庁時にはパソコン、プリンタ、コピー機（FAX受信機を除く。）の電源を切る。
- ② 電気機器の待機電力を削減する。
  - ・長時間、電気機器を使用しない時はコンセントを抜く。
- ③ 照明は支障のない範囲で消灯する。
  - ・昼休み、勤務時間外における照明の点灯は必要最低限の数にとどめる。
  - ・不必要箇所の照明は消灯する。
- ④ 空調機器の適切な温度管理を行う。
  - ・冷房時は28℃、暖房時は20℃の温度設定で空調機器の運転を行う。
- ⑤ 省エネ型電気製品の購入を励行する。
  - ・エネルギー消費効率の高い適正規模の電気製品を選択する。
- ⑥ 断続的に使用する会議室等の冷暖房は、使用時以外は電源を切る。使用時も温度をこまめに調整する。

## オフィスの省エネ基礎知識

- パソコンの省エネモード設定で、建物全体で3~5%の省エネに！
- 事務室内の照明を1割間引きし、昼休みには照明を消すことで、建物全体で4~6%の省エネが期待！
- 夏季空調温度を26℃→28℃にすると約17%の省エネに！
- ノーネクタイ、ノー上着にした場合、体感温度は2℃下がる！

資料：(財)省エネルギーセンター



## (2) 公用車の使用に関する取り組み

- ① エコドライブを徹底する。
  - ・アイドリングや急発進、急加速、急停車等をしない経済運転を行う。
- ② 公用車の整備や点検をこまめに行う。
- ③ 自転車利用を推進する。
  - ・原則として近距離（2 km以内）の移動には自動車を使用しない。
- ④ 公共交通機関利用を推進する。
  - ・できる限り公共交通機関を利用する。
- ⑤ 相乗りを推進する。
  - ・同一目的地へ向かう時は、できる限り相乗りするよう努める。
- ⑥ 走行ルートの合理化を図る。
  - ・事前に目的地までのドライブ計画を立て、合理的な走行ルートを選択する。
- ⑦ バイオディーゼルの活用を図るとともに、低燃費・低公害車の導入を推進する。

## エコドライブ事典

- |  |   |  |
|--|---|--|
| ◆普通の発進より少し緩やかに発進する。<br>(最初の5秒で時速20キロが目安) | → | 11%程度燃費が改善。  |
| ◆車間距離に余裕をもつ。<br>(加減速の少ない運転)              | → | 市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化。   |
| ◆エンジンプレーキを積極的に使う。                        | → | 2%程度の燃料費が改善。   |
| ◆エアコンの使用を控える。                            | → | 外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化。   |
| ◆アイドリングストップ                              | → | 10分間のアイドリング(ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を浪費。                            |
| ◆タイヤの空気圧をこまめにチェックする。                     | → | タイヤの空気圧が適正值より50kPa(0.5kg/cm <sup>2</sup> )不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化。 |
| ◆不要な荷物は積まずに走行する。                         | → | 100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化。  |

参考: みんなで止めよう温暖化～チームマイナス6%～HP



### (3) 灯油、LPG の使用に関する取り組み

- ① ガス給湯器の使用を見直す。
  - ・給湯器の温度設定を 1℃下げ、夏季の使用を控える。
- ② ガス、灯油を燃料とする空調機器の使用を見直す。
  - ・空調機器の温度設定を、夏季は 28℃、冬季は 20℃にする。
  - ・空調機器の台数を適切な数に削減する。
  - ・勤務時間外における空調機器の使用は最小限にとどめる。

### (4) その他の取り組み

- ① 物品等の購入にあたって配慮を行う。
  - ・環境にやさしい製品（環境ラベリング製品）を使用するグリーン購入を行う。
  - ・使い捨て製品の使用を抑制し、くり返し使える製品を使用する。
- ② 用紙類の使用量を削減する。
  - ・会議等における書類のページ数および部数を必要最小限に抑える。
  - ・両面印刷、両面コピーを徹底する。
  - ・ミスコピー、ミスプリントの防止に心掛ける。
  - ・ファックスの送信表は、不必要な場合は省略する。
  - ・庁内LANを積極的に活用し、電子化を推進する。
- ③ 水の使用量を抑制する。
  - ・水の出しっぱなしがないよう、こまめに節水を心掛ける。
  - ・水道の使用後に締栓を確認する。
- ④ 物品等の廃棄にあたって配慮を行う。
  - ・用紙類、廃棄文書、図書等の資源化を徹底する。
  - ・使用済み封筒、フラットファイル等の再利用を推進する。
- ⑤ 公共施設の整備における環境への配慮を行う。
  - ・公共施設における新エネルギーの導入を検討する。
  - ・公共施設の整備や改修にあたっては、省エネルギー型の整備や機器を導入する。

## 環境ラベルあれこれ



◆エコマーク  
環境に対する負荷が少ないなど環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマーク。



◆再生紙使用マーク  
再生紙を利用したときに、古紙の利用率が一目で分かるように定めたマーク。



◆国際エネルギーマーク  
スイッチを入れた状態における待機時消費電力を削減する一定の基準を満たしたマーク。



◆省エネ性マーク  
家電製品が国の省エネ基準を達成しているかどうかを示したマーク。通常省エネ性能は橙色、優れた省エネ性能は緑色。



## 10. 計画の推進組織等

本計画は、対象となる事務および事業の遂行にあたって確実な取り組みを推進するための「実行計画推進員」を設置するとともに、それらを統括管理するための組織を以下のように位置付け、また、職員研修も適宜設け、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

### (1) 実行計画推進員

本計画は、職員一人ひとりの行動の積み重ねによって、目標が達成されることとなります。

そのため、各課単位で「実行計画推進員」を設置し、各施設や各課の取り組みを促進していきます。

### (2) 実行計画推進管理会議

温室効果ガスの排出量調査の結果を踏まえて設定すべき目標、取り組み等について、検討・周知機関となる「実行計画推進管理会議」を設置します。

実行計画推進管理会議において周知された取り組み内容等は、すべての関係職員にも周知徹底し、温室効果ガス削減に資する職員一人ひとりの更なる取り組みの充実に繋げていきます。

### (3) 職員に対する研修

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが環境保全に対する意識を持つことが重要です。

そのために、必要に応じて、環境関連等の資料を用いた勉強会や、セミナーなどを開催し、職員の意識の醸成を図ります。

## 11. 計画の進捗状況のチェック

計画の進捗状況のチェックについては、以下の図に示す流れで行います。

「実行計画推進員」を中心とした各施設・各課における取り組みについては四半期単位ごとにきめ細やかな内部チェックを行い、実行計画推進管理会議事務局（産業環境課が担当）へ報告します。それを受け、四半期単位ごとの燃料・電力使用量および温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を全職員に通知し、削減状況を周知することで、各職員の排出量削減意識を高め、更なる取り組みの推進を促します。

温室効果ガス（二酸化炭素）排出状況や取組状況の総括については、毎年6月までに「実行計画推進管理会議」を開き、全体の評価・改善策の検討を行います。「実行計画推進管理会議」では、評価の結果に基づいて、数値目標・取組目標・取組内容等を見直す必要性が認められた場合は、計画見直し案を作成し、町長へ提案します。町長は、計画見直し案について最終決定を行います。

また、これらの状況について、広報紙等を通じて町民に公表していきます。

